

登録番号	④京都8070	氏名又は名称	岩田忠芳
作成日	H27/8/3	変更日 1: R6/9/26	2: / / 3: / /

別表7 出航中止基準及び帰航基準

出航中止基準	出航の可否の判断は、以下の方法により行います。 (該当に○)														
	(○) 単独の判断	( ) 団体による判断													
	<p>出航地や案内する漁場、出航地から案内する漁場までの間において、以下のいずれかの状況となっている場合、出航を中止します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・海上警報（風、霧等）、波浪警報、津波警報・注意報の発令中</li> </ul> <table border="1"> <tr> <td>出航地の波高</td><td>2.5</td><td>m以上</td></tr> <tr> <td>出航地の風速</td><td>15</td><td>m以上</td></tr> <tr> <td>出航地の視程</td><td>500</td><td>m未満</td></tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>・落雷のおそれがあるとき</li> <li>・事業者、船長又は業務主任者のうち、いずれか1名でも危険と判断したとき</li> <li>・その他</li> </ul> <p>( )</p>	出航地の波高	2.5	m以上	出航地の風速	15	m以上	出航地の視程	500	m未満	<p>出航中止の判断は、以下のとおり行います。</p> <p>①出航中止を判断する団体名 [ ]</p> <p>②上記団体の代表者、連絡先  <table border="1"> <tr> <td>代表者</td><td></td></tr> <tr> <td>連絡先</td><td></td></tr> </table> </p> <p>③団体の構成員の氏名又は名称及び 登録番号 別紙1のとおり</p> <p>④出航中止の判断の方法 別紙2のとおり</p>	代表者		連絡先	
出航地の波高	2.5	m以上													
出航地の風速	15	m以上													
出航地の視程	500	m未満													
代表者															
連絡先															
帰航基準	<p>案内する漁場において、以下のいずれかの状況に至った場合、帰航することとします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・海上警報（風、霧等）、波浪警報の発令</li> <li>・利用者に急病人やケガ人が出たとき</li> </ul> <table border="1"> <tr> <td>漁場における波高</td><td>2.5</td><td>m以上</td></tr> <tr> <td>漁場における風速</td><td>15</td><td>m以上</td></tr> <tr> <td>漁場における視程</td><td>500</td><td>m未満</td></tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>・落雷のおそれがあるとき</li> <li>・上記の他、利用者の安全の確保が困難になると予想されるとき</li> <li>・その他 ( )</li> </ul>			漁場における波高	2.5	m以上	漁場における風速	15	m以上	漁場における視程	500	m未満			
漁場における波高	2.5	m以上													
漁場における風速	15	m以上													
漁場における視程	500	m未満													